

令和5年度

福祉用具専門相談員 指定講習会実施概要



社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

令和5年度福祉用具専門相談員指定講習会 実施要綱

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会では、石川県知事の指定を受け、「福祉用具専門相談員指定講習会」を開催します。

この講習会では、介護保険法において指定されている福祉用具貸与等事業所（福祉機器の貸与・販売店）などにおいて、福祉機器の選び方や使い方などに適切な助言ができる人材を育成することを目的としています。

開催期日	令和5年5月8日（月）、10日（水）、11日（木）、12日（金） 15日（月）、17日（水）、18日（木）、19日（金）、（計8日間）
会場	金沢福祉用具情報プラザ（TEL：076-234-9900） 〒920-0853 石川県金沢市本町1-10-1 ルキーナ金沢1・2階
定員	25名（先着順）
対象	全ての講義を受講できる方。
受講料	40,000円 ・一旦納められた受講料の返還はいたしません ・福祉用具専門相談員研修用テキスト（発行：株式会社日本医療企画、価格：3,080円）をお持ちでない方は、別途テキスト代金が必要となります。 ・期間中の昼食代、会場までの交通費及び宿泊費は含まれません。
修了証書等の交付	所定の講習を修了し、修了認定試験に合格された受講者には、「修了証書」および「修了証明書」（携帯用）を交付します。
申込方法	(1) 別紙「福祉用具専門相談員指定講習会申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申し込みください。 ・FAX番号：076-234-2300 ・郵送先：上記会場住所（福祉用具専門相談員指定講習会担当宛） ※申し込みをされた方の個人情報は、金沢市社会福祉協議会にて管理します。 ご本人の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。 (2) 申込書1枚につき1名の申し込みです。会社等で複数名分の申し込みをする場合は、受講希望者1名につき申込書1枚で申し込んでください。 (3) 受講の可否が決定後、受講決定通知を送付いたします。
申込期間	令和5年2月1日（水）～（定員に達し次第、締め切らせて頂きます）

令和5年度 福祉用具専門相談員指定講習会 カリキュラム

日程	時間		教科名	担当講師
5月8日 (月)	9:30~9:55		オリエンテーション	事務局
	10:00~12:00	2	福祉用具の役割 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	社団法人日本福祉用具供給協会 福祉用具プランナー 清水 利恵子 氏
	13:00~15:00	2	福祉用具の供給の仕組み	社団法人日本福祉用具供給協会 福祉用具プランナー 清水 利恵子 氏
	15:10~17:10	2	介護サービスにおける視点	社会福祉法人陽風園 介護支援専門員 大崎 善則 氏
5月10日 (水)	10:00~12:00	2	介護技術 基本的な介護技術 「食事・更衣・整容・入浴」	社会福祉法人陽風園 介護福祉士 東 祐子 氏
	13:00~15:00	2	介護技術 基本的な介護技術 「排泄・移動・移乗」	社会福祉法人陽風園 介護福祉士 茜 麻里 氏
	15:10~17:10	2	福祉用具の特徴 「移動(1)」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 作業療法士 本田 優介
5月11日 (木)	10:00~12:00	2	高齢者の日常生活の理解	訪問看護事業所 LUNA・STATION あじさい 作業療法士 青山 恭平 氏
	13:00~16:00	3	からだところの理解 認知症の理解と対応	看護師 向井 孝子 氏
	16:10~18:10	2	介護保険制度等考え方と仕組み	ケアマネステーション金沢 介護支援専門員 道端 慎 氏
5月12日 (金)	10:00~12:00	2	福祉用具の活用 「更衣・整容・食事」	訪問看護事業所 LUNA・STATION あじさい 作業療法士 青山 恭平 氏
	13:00~15:00	2	リハビリテーション	医療法人社団光仁会 木島病院 作業療法士 桂 靖典 氏
	15:10~17:10	2	福祉用具の特徴 「移乗」	医療法人社団仁智会 金沢春日ケアセンター 作業療法士 山下 ともみ 氏
5月15日 (月)	10:00~12:00	2	福祉用具の特徴 「移動(2)」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 作業療法士 本田 優介
	13:00~15:00	2	福祉用具の特徴 「起居関連・床ずれ」	一般社団法人オーディナリーライフ 理学療法士 神野 俊介 氏
	15:10~18:10	3	からだところの理解 加齢に伴う心身機能の変化の特徴	一般社団法人オーディナリーライフ 理学療法士 神野 俊介 氏
5月17日 (水)	10:00~12:00	2	住環境と住宅改修	NPO 法人バリアフリー総合研究所 島田 哲明 氏
	13:00~15:00	2	福祉用具の活用 「排泄」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 保健師 舟木 志帆
	15:10~17:10	2	福祉用具の活用 「入浴」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 社会福祉士 松井 佑介
5月18日 (木)	10:00~12:00	2	福祉用具の活用 「コミュニケーション」	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 作業療法士 城野 友哉
	13:00~18:00	5	福祉用具貸与計画等の意義と活用	社団法人日本福祉用具供給協会 福祉用具専門相談員 折戸 一貴 氏 福祉用具専門相談員 菅原 雅史 氏
5月19日 (金)	9:30~12:30	5	福祉用具による支援の手順と 福祉用具貸与計画等の作成	社団法人日本福祉用具供給協会 福祉用具専門相談員 折戸 一貴 氏 福祉用具専門相談員 菅原 雅史 氏
	13:30~15:30			
	15:40~15:50		オリエンテーション	事務局
	15:50~16:50		修了認定試験	事務局

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

最終改正：平成30年3月22日厚生労働省令第30号

(平成11年3月31日厚生省令第37号)

第13章 福祉用具貸与

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第194条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第266条第1項
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第282条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）指定介護予防サービス等基準第282条第1項
- 三 指定特定福祉用具販売事業者 第208条第1項

※介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） 「第4条第1項」

(福祉用具の貸与の方法等)

第4条 法第8条第12項若しくは第13項又は法第8条の二第10項若しくは第11項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第8条の二第2項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

- 一 保健師
- 二 看護師
- 三 准看護師
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 社会福祉士
- 七 介護福祉士
- 八 義肢装具士
- 九 福祉用具専門相談員に関する講習であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第三項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者



交通のご案内

- 金沢駅兼六園口(東口)より徒歩約5分
 - 北鉄バスリファール前バス停より徒歩2分
- ※駐車場はございませんので、車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用ください。

お問い合わせ先

金沢福祉用具情報プラザ

金沢市本町1-10-1

TEL : 076 (234) 9900、FAX : 076 (234) 2300

開館時間 : 10:00~19:00 休館日 : 火曜日

福祉用具専門相談員指定講習会 申込書

受講希望者			
フリガナ		生年月日	昭和 平成
氏名			
住所	〒 —		
電話番号	自宅 () —	携帯 () —	
勤務先			
会社名		電話番号	() —
住所	〒 —		
業種等	福祉用具業者（販売貸与・販売のみ） / 建築業者 / 介護職（居宅・施設） 医療職（職種： ） / 一般（学生除く） / 学生 / その他（ ）		
従事年数	年 月		
研修用テキストの申込みについて			
<input type="checkbox"/> 申し込む ・ <input type="checkbox"/> 申し込まない			
<p>研修用テキストは必ず必要です。申し込まない場合は各自で用意してください。 なお、研修用テキストは「福祉用具専門相談員研修用テキスト第2版（発行：株式会社日本医療企画、 価格：3,080円）」を使用します。</p>			
連絡先・書類送付先			
自宅 ・ 勤務先 ・ その他（ ）			

* 太枠内の必要事項を楷書で記入し、該当するところには○をしてください。

* 住所は、マンション名等まで記入してください。

* 申込書1枚につき1名の申し込みです。会社等で複数名分の申し込みをする場合は、受講希望者1名につき申込書1枚で申し込んでください。

* なお、受講資格の譲渡は認められません。申し込みの際、ご注意ください。

* 遅刻、欠席等により受講できなかった教科がある場合、当年に実施する修了認定試験を受けることができません。

その場合、希望すれば翌年に開催される講習会において、補講したうえで修了認定試験を受けることができます。